

# 目 次

第 1 節	一般社団法人の登記	1
第 1	設立に関する登記	1
第 2	名称, 目的, 存続期間, 公告方法等の変更の登記	6
第 3	主たる事務所の移転の登記	13
第 4	従たる事務所の設置, 移転及び廃止の登記	22
第 5	責任の免除に関する登記	26
第 6	一時役員等の職務を行う者に関する登記	30
第 7	解散に関する登記	33
第 8	清算法人に関する登記	35
第 9	継続の登記	38
第 10	清算終了の登記	39
第 2 節	一般財団法人の登記	40
第 1	設立に関する登記	40
第 2	名称, 目的, 存続期間, 公告方法等の変更の登記	42
第 3	主たる事務所の移転の登記	42
第 4	従たる事務所の設置, 移転及び廃止の登記	42
第 5	責任の免除に関する登記	43
第 6	一時役員等の職務を行う者に関する登記	47
第 7	解散に関する登記	49
第 8	清算法人に関する登記	50
第 9	継続の登記	52
第 10	清算終了の登記	52
第 3 節	合併に関する登記	53
第 1	新設合併の場合	53
第 2	吸収合併の場合	55
第 3	合併無効の判決が確定した場合	56
第 4 節	経過措置	57
第 1	民法法人に関する経過措置	57
第 2	有限責任中間法人に関する経過措置	65
第 3	移行に関する登記	74

# 第 1 節 一般社団法人の登記

## 第 1 設立に関する登記

1 設立の登記（主たる事務所の所在地とする場合）

(1) 理事会を設置していない一般社団法人の場合

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成 2 1 年 4 月 1 日
目的等	目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎 東京都千代田区九段南一丁目 1 番 1 5 号 代表理事 甲 野 太 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目 1 番 1 7 号 2 名古屋市中区三の丸二丁目 2 番 1 号 3 横浜市神奈川区七島町 1 1 7 番地
存続期間	法人成立の日から満 5 0 年
登記記録に関する事項	設立 平成 2 1 年 4 月 1 日登記

## (2) 理事会設置一般社団法人及び監事設置一般社団法人の場合

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成21年4月1日
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保護に関する調査及び研究</li> <li>2 環境保護に関する広報活動</li> <li>3 環境保護に関する意見の表明</li> </ol>
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎
	理事 乙 野 次 郎
	理事 丙 野 五 郎
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鵜の木二丁目9番15号 代表理事 乙 野 次 郎
	監事 丁 野 六 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
存続期間	法人成立の日から満50年

理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 <p style="text-align: right;">平成 2 1 年 4 月 1 日 登記</p>

(3) 会計監査人設置法人の場合

役員に関する事項	会計監査人 監査法人桜会
会計監査人設置法人に関する事項	会計監査人設置法人



## 第2 名称, 目的, 存続期間, 公告方法等の変更の登記

### 1 名称の変更等の場合

#### (1) 名称を変更した場合

名 称	<u>一般社団法人霞が関協会</u>	
	一般社団法人虎ノ門協会	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記

#### (2) 公益認定に関する場合

##### ① 公益認定を受けた場合

名 称	<u>一般社団法人霞が関協会</u>	
	公益社団法人霞が関協会	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記

〔注〕 変更の日は, 当該法人が公益認定の処分の通知を受けた日である。

##### ② 公益認定の取消しの処分を受けた場合

名 称	<u>一般社団法人霞が関協会</u>	
	<u>公益社団法人霞が関協会</u>	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記
	一般社団法人霞が関協会	平成22年11月19日変更 ----- 平成22年11月26日登記

〔注〕 変更の日は, 当該法人が公益認定の処分の取消しの通知を受けた日である。

2 目的変更の場合

目的等	<p><u>目的</u> <u>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</u></p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1 環境保護に関する調査及び研究</u></li><li><u>2 環境保護に関する広報活動</u></li><li><u>3 環境保護に関する意見の表明</u></li></ol>
	<p>目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 環境保護に関する調査及び研究</li><li>2 環境保護に関する交流会の実施</li><li>3 環境保護に関する広報活動</li><li>4 環境保護に関する機関紙等の刊行</li><li>5 環境保護に関する意見の表明</li></ol> <p>平成21年10月15日変更                      平成21年10月22日登記</p>



3 存続期間の設定等の場合

(1) 存続期間を設定した場合

存続期間	法人成立の日から満50年
	平成21年10月15日設定 平成21年10月22日登記

(2) 存続期間を変更した場合

存続期間	<u>法人成立の日から満30年</u>
	法人成立の日から満50年 平成21年10月15日変更 平成21年10月22日登記

(3) 存続期間を廃止した場合

存続期間	<u>法人成立の日から満50年</u>
	平成21年10月15日廃止 平成21年10月22日登記

4 公告方法を変更した場合

(1) 日刊新聞紙を公告方法と定めた場合

法人の公告方法	<u>官報に掲載してする。</u>	
	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記

(2) 電子公告を公告方法と定めた場合

ア 電子公告により行う旨及びアドレスのみを定めた場合

法人の公告方法	電子公告の方法により行う。 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html
---------	---

[注] アルファベットは、全角文字で入力する（以下同じ。）。

イ 事故等の場合における予備的な公告方法をも定めている場合

法人の公告方法	電子公告の方法により行う。 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。
---------	---

ウ 貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合

法人の公告方法	電子公告の方法により行う。 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html 貸借対照表の公告 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/kesसान/index.html
---------	--

[注] 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第301条第2項第15号

(3) 電子公告に関する定めを変更した場合

ア アドレスを変更した場合

法人の公告方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> <u>http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp</u>	
	電子公告の方法により行う。 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukouku/index.html	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記

イ 事故等の場合における予備的な公告方法を変更をした場合

法人の公告方法	<u>電子公告の方法により行う。</u> <u>http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukouku/index.html</u> <u>当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</u>	
	電子公告の方法により行う。 http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukouku/index.html 当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。	平成21年10月15日変更 ----- 平成21年10月22日登記

ウ 貸借対照表の公告アドレスを変更した場合

法人の公告方法	<p><u>電子公告の方法により行う。</u>  <a href="http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html">http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html</a>                      貸借対照表の公告  <a href="http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/kesसान/index.html">http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/kesसान/index.html</a></p>	
	<p>電子公告の方法により行う。  <a href="http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html">http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html</a>                      貸借対照表の公告  <a href="http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/kesसान/html">http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/kesसान/html</a></p>	<p>平成21年10月15日変更</p> <p>-----</p> <p>平成21年10月22日登記</p>

(4) 公告方法を電子公告から日刊新聞紙に変更した場合

法人の公告方法	<p><u>電子公告の方法により行う。</u>  <a href="http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html">http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html</a></p>	
	<p>東京都において発行される日本新聞に掲載して                      する。</p>	<p>平成21年10月15日変更</p> <p>-----</p> <p>平成21年10月22日登記</p>

### 第3 主たる事務所の移転の登記

#### 1 従たる事務所がない法人の主たる事務所の移転の登記

##### (1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

主たる事務所	<u>千葉市中央区中央港一丁目11番3号</u>	
	千葉市若葉区桜木五丁目16番20号	平成22年10月15日移転 ----- 平成22年10月22日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合  
旧所在地とする場合

主たる事務所	<u>千葉市中央区中央港一丁目11番3号</u>
--------	--------------------------

登記記録に関する事項	平成22年10月15日東京都新宿区北新宿一丁目8番22号に主たる事務所移転 平成22年10月22日登記 平成22年10月22日閉鎖
------------	---

〔注〕 移転の登記の年月日は、通知書到達後の現実に登記をした日ではなく、通知書到達の日である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第330条、商業登記法第52条第3項参照）。

新所在地とする場合

名 称	一般社団法人霞が関協会	
主たる事務所	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号	
法人の公告方法	官報に掲載してする。	
法人成立の年月日	平成21年4月1日	
目的等	<p>目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <p>1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明</p>	
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎	平成22年 6月30日就任
	理事 乙 野 次 郎	平成22年 6月30日就任
	理事 丙 野 五 郎	平成22年 6月30日就任
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲 野 太 郎	平成22年 6月30日就任
	東京都太田区鶉の木二丁目9番15号	平成22年 6月30日就任

	代表理事 乙 野 次 郎	
	監事 丁 野 六 郎	平成 2 2 年 6 月 3 0 日 就 任
存続期間	法人成立の日から満 5 0 年	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日 千葉市中央区中央港一丁目 1 1 番 3 号 から 主たる 事務所 移 転 平成 2 2 年 1 0 月 2 2 日 登 記	

〔注〕 主たる事務所を移転した旨及びその年月日は、登記記録区に入力する（一般社団法人等登記規則第 3 条，商業登記規則第 6 5 条第 3 項）。

新所在地における登記には、理事，代表理事，監事等の就任年月日をも登記しなければならない（一般社団法人等登記規則第 3 条，商業登記規則第 6 5 条第 2 項）。



2 従たる事務所がある法人の主たる事務所の移転の登記

(1) 同一登記所の管轄区域内で移転した場合

主たる事務所	<u>千葉市中央区中央港一丁目11番3号</u>	
	千葉市若葉区桜木五丁目16番20号	平成22年10月15日移転 ----- 平成22年10月22日登記

[注] 主たる事務所所在地の登記所である場合も、従たる事務所所在地の登記所である場合も、同様である。

(2) 他の登記所の管轄区域内に移転した場合  
旧所在地である場合（移転後も旧所在地に従たる事務所がある場合に限る。）

名 称	一般社団法人霞が関協会	
主たる事務所	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地	
	千葉市中央区中央港一丁目11番3号	平成22年10月15日移転 ----- 平成22年10月22日登記
法人の公告方法	<u>官報に掲載してする。</u>	
法人成立の年月日	平成21年4月1日	
目的等	<p><u>目的</u>  <u>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</u></p> <p><u>1 環境保護に関する調査及び研究</u>  <u>2 環境保護に関する広報活動</u>  <u>3 環境保護に関する意見の表明</u></p>	
役員に関する事項	<u>理事</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
	<u>理事</u> <u>丙 野 五 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
	<u>東京都千代田区九段南一丁目1番15号</u> <u>代表理事</u> <u>甲 野 太 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
	<u>東京都太田区鶴の木二丁目9番15号</u> <u>代表理事</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
	<u>監事</u> <u>丁 野 六 郎</u>	平成22年 6月30日就任 -----
従たる事務所	1 京都市右京区嵯峨天龍寺車道町33番20号	



新所在地である場合（新所在地に既存の従たる事務所がある場合に限る。）

名 称	一般社団法人霞が関協会	
主たる事務所	千葉市中央区中央港一丁目11番3号	
法人の公告方法	官報に掲載してする。	
法人成立の年月日	平成21年4月1日	
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <p>1 環境保護に関する調査及び研究</p> <p>2 環境保護に関する広報活動</p> <p>3 環境保護に関する意見の表明</p>	
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎	平成22年 6月30日就任
	理事 乙 野 次 郎	平成22年 6月30日就任
	理事 丙 野 五 郎	平成22年 6月30日就任
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲 野 太 郎	平成22年 6月30日就任
	東京都大田区鵜の木二丁目9番15号 代表理事 乙 野 次 郎	平成22年 6月30日就任
	監事 丁 野 六 郎	平成22年 6月30日就任
従たる事務所	1 横浜市北仲通五丁目57番地	
	2 京都市右京区嵯峨天龍寺車道町33番20号	
	3 神戸市中央区波止場町1番1号	

	4 千葉市花見川区武石町一丁目520番地3
存続期間	法人成立の日から満50年
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	平成22年10月15日京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地から主たる事務所移転 平成22年10月22日登記

〔注〕 新所在地に既存の従たる事務所がないときは、1の(2)(従たる事務所がない法人の新所在地における主たる事務所の移転の登記)と同様である。

千葉市花見川区武石町一丁目520番地3の管轄登記所における既存の従たる事務所の登記について

主たる事務所	<u>京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地</u>
--------	---------------------------------

登記記録に関する事項	平成22年10月15日千葉市中央区中央港一丁目11番3号に主たる事務所移転 平成22年10月22日登記 平成22年10月22日閉鎖
------------	---

〔注〕 既存の従たる事務所登記の登記記録については、閉鎖する(一般社団法人等登記規則第3条、商業登記規則第65条第4項)。

他の従たる事務所の所在地である場合

主たる事務所	<u>京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町197番地</u>	
	千葉市中央区中央港一丁目11番3号	平成22年10月15日移転 ----- 平成22年10月22日登記

## 第4 従たる事務所の設置，移転及び廃止の登記

### 1 従たる事務所の設置の登記

(主たる事務所所在地の登記所をAとし，既存の従たる事務所の所在地の登記所をBとし，新たに設置される従たる事務所の所在地の登記所をCとする。)

(1) 法人成立後従たる事務所を設置した場合において主たる事務所所在地(A)でするとき

従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号	
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	
	3 横浜市神奈川区七島町117番地	
	4 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号	
	5 神戸府中央区波止場町1番1号	平成21年10月15日設置 ----- 平成21年10月22日登記

(2) 他の登記所の管轄区域内に従たる事務所を設置した場合において新従たる事務所所在地(C)で初めてするとき

名称	一般社団法人霞が関協会	
主たる事務所	千葉県中央区中央港一丁目11番3号	
法人成立の年月日	平成21年4月1日	
従たる事務所	1 神戸府中央区波止場町1番1号	
登記記録に関する事項	平成21年10月15日従たる事務所設置	平成21年10月22日登記

## 2 従たる事務所の移転の登記

### (1) 主たる事務所所在地（A）である場合

従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成21年10月15日移転
	福岡市中央区舞鶴三丁目9番15号	平成21年10月22日登記

〔注〕 同一登記所の管轄区域内で従たる事務所を移転した場合（B→B）において、従たる事務所所在地（B）で登記をするときも、同様である。

### (2) 他の登記所の管轄区域内に従たる事務所を移転した場合 旧所在地である場合

従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目1番17号
--------	-----------------------

登記記録に関する事項	平成21年10月15日大阪市中央区谷町二丁目1番17号の従たる事務所を東京都港区東麻布二丁目11番11号に移転 平成21年10月22日登記 平成21年10月22日閉鎖
------------	---

- 〔注〕 1 旧所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所又は他の従たる事務所がない場合の例である。  
2 旧所在地の登記所の管轄区域内に主たる事務所があるときは、(1)の例による。  
3 旧所在地の登記所の管轄区域内に他の従たる事務所があるときは、次の例による。

従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成21年10月15日移転
	2 大阪市天王寺区六万休町1番27号	平成21年10月22日登記



新所在地（C）で初めてする場合

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	千葉市中央区中央港一丁目11番3号
法人成立の年月日	平成21年4月1日
従たる事務所	1 神戸市中央区波止場町1番1号
登記記録に関する事項	平成21年10月15日大阪市中央区谷町二丁目1番17号から従たる事務所 移転  平成21年10月22日登記

〔注〕 新所在地を管轄する登記所の管轄区域内に主たる事務所又は既設の従たる事務所がない場合の例である。

3 従たる事務所の廃止の登記

(1) 主たる事務所所在地（A）である場合

従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目1番17号	平成21年10月15日移転
	大阪市天王寺区六万體町1番27号	平成21年10月22日登記
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号	
	3 横浜市神奈川区七島町117番地	平成21年11月11日廃止
		平成21年11月18日登記
4 さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号		

(2) 廃止した従たる事務所所在地（B）である場合

従たる事務所	1 横浜市神奈川区七島町117番地
--------	----------------------

登記記録に関する事項	平成21年11月11日横浜市神奈川区七島町117番地の従たる事務所廃止 平成21年11月18日登記 平成21年11月18日閉鎖
------------	---

〔注〕 廃止した従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に主たる事務所又は他の従たる事務所がない場合の例である（その管轄区域内に主たる事務所又は他の従たる事務所があるときは、(1)の例による。）。

## 第5 責任の免除に関する登記

### 1 役員等の法人に対する責任の免除に関する登記

#### (1) 法人に対する責任の免除の規定を設定した場合

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>平成21年10月15日設定                      平成21年10月22日登記</p>
-----------------------	---

#### (2) 法人に対する責任の免除の規定を廃止した場合

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>平成21年10月15日設定                      平成21年10月22日登記</p>
	<p>平成22年10月10日廃止                      平成22年10月17日登記</p>

2 外部役員等に対する責任の限度に関する登記

(1) 外部役員等に対する責任の限度の規定を設定した場合

外部役員等の法人に対する責任の限度に関する規定	<p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">平成22年 4月15日設定                      平成22年 4月22日登記</p>
-------------------------	---

役員に関する事項	<p><u>理事</u>                      <u>乙 野 次 郎</u></p>	<p>平成21年10月 8日就任</p> <p>-----</p> <p>平成21年10月15日登記</p>
	<p>理事                      乙 野 次 郎 (外部理事)</p>	<p>-----</p> <p>平成22年 4月22日外部理事の登記</p>
	<p><u>監事</u>                      <u>丙 野 五 郎</u></p>	<p>平成21年10月 8日就任</p> <p>-----</p> <p>平成21年10月15日登記</p>
	<p>監事                      丙 野 五 郎 (外部監事)</p>	<p>-----</p> <p>平成22年 4月22日外部監事の登記</p>

〔注〕

① 外部理事である理事が退任した場合

役員に関する事項	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u> <u>(外部理事)</u>	平成21年10月 8日就任
		-----
		平成21年10月15日登記
		-----
		平成22年10月22日退任
		-----
		平成22年10月29日登記

② 外部理事である理事が業務を執行する理事となった場合

役員に関する事項	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u> <u>(外部理事)</u>	平成21年10月 8日就任
		-----
		平成21年10月15日登記
		-----
	理事          乙 野 次 郎	平成22年10月22日業務 執行
		-----
		平成22年10月29日登記

(2) 外部役員等に対する責任の限度の規定を廃止した場合

外部役員等の法人 に対する責任の限 度に関する規定	<p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第111条の行為による賠償責任の限度に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	
	平成21年10月15日設定	平成21年10月22日登記
	平成22年10月10日廃止	平成22年10月17日登記

役員に関する事項	理事	乙 野 次 郎	平成21年10月 8日就任
	<u>(外部理事)</u>		平成21年10月15日登記
	理事	乙 野 次 郎	平成22年10月22日責任 限度の定め廃止により変更
			平成22年10月29日登記

## 第6 一時役員等の職務を行う者に関する登記

### 1 仮理事を選任した場合

役員に関する事項	理事 乙 野 次 郎	平成21年10月 8日就任
		平成21年10月15日登記
	仮理事 丙 野 五 郎	平成22年 3月30日死亡
		平成22年 4月22日登記
		平成22年 4月25日東京 地方裁判所の選任
		平成22年 4月30日登記

〔注〕 仮監事及び仮代表理事を選任した場合も、同様である。

2 仮会計監査人を選任した場合

役員に関する事項	会計監査人 甲 野 太 郎	平成 2 1 年 1 0 月 8 日 就 任
		-----
		平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日 登 記
		平成 2 2 年 3 月 3 0 日 死 亡
役員に関する事項	仮会計監査人 監 査 法 人 桃 会	平成 2 2 年 4 月 2 2 日 登 記
		-----
		平成 2 2 年 4 月 2 5 日 就 任
		平成 2 2 年 4 月 3 0 日 登 記



3 後任理事の就任により仮理事が退任した場合

役員に関する事項	仮理事	丙 野 五 郎	平成 22 年 4 月 25 日東京 地方裁判所の選任
			-----
	理事	丁 野 八 郎	平成 22 年 4 月 30 日登記
			-----
理事	丁 野 八 郎	平成 22 年 10 月 10 日就任	
		平成 22 年 10 月 17 日登記	

〔注〕 後任理事が就任したため、仮理事が資格喪失した場合の例である。後任の理事等の就任の登記をしたときは、仮理事等の登記を抹消する記号を記録する（一般社団法人等登記規則第3条，商業登記規則第68条第1項）。

## 第7 解散に関する登記

### 1 社員総会の決議により解散した場合

解 散	平成30年10月15日社員総会の決議により解散 平成30年10月22日登記
-----	--

〔注〕 一般社団法人が、解散の登記をしたときは、次に掲げる登記に抹消する記号を記録しなければならない（一般社団法人等登記規則第3条，商業登記規則第72条）（監事及び監事設置法人である旨の登記については，抹消する記号を記録しない。）。

(1) 理事会設置法人である旨の登記並びに理事，代表理事及び外部理事に関する登記

(2) 会計監査人設置法人である旨の登記及び会計監査人に関する登記

### 2 存続期間の満了により解散した場合

解 散	平成30年10月15日存続期間の満了により解散 平成30年10月22日登記
-----	--

〔注〕 解散の登記をしたときに抹消すべき登記事項については，1と同様である。

### 3 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合

解 散	平成30年10月15日定款所定の解散事由の発生により解散 平成30年10月22日登記
-----	---

〔注〕 解散の登記をしたときに抹消すべき登記事項については，1と同様である。

4 解散を命ずる判決の確定により解散した場合

解 散	平成30年10月15日東京地方裁判所の解散を命ずる判決の確定により解散 平成30年10月22日登記
-----	--

〔注〕 解散の登記をしたときに抹消すべき登記事項については、1と同様である。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条の規定により解散した場合

解 散	平成30年10月15日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条第1項の規定により解散 平成30年10月22日登記
-----	--

〔注〕 解散の登記をしたときに抹消すべき登記事項については、1と同様である。

## 第 8 清算法人に関する登記

### 1 清算人，代表清算人を選任した場合（最初の清算人及び代表清算人）

役員に関する事項	清算人 甲 野 太 郎	平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 登記
	清算人 乙 野 次 郎	平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 登記
	清算人 丙 野 五 郎	平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 登記
	静岡市葵区追手町 9 番 5 0 号 代表清算人 甲 野 太 郎	平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 登記

〔注〕 理事が清算人となった場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 0 9 条第 1 項第 1 号），定款に規定された者が清算人となった場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 0 9 条第 1 項第 2 号）又は利害関係人の請求によって裁判所の選任した者が清算人となった場合（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 0 9 条第 2 項）も，同様である。

最初の清算人選任と同時に清算人会を置く旨の定款の定めを設けた場合

清算人会設置法人に関する事項	清算人会設置法人	平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日 登記
----------------	----------	-------------------------

清算手続開始後に，清算人会を置く旨の定款の定めを設けた場合

清算人会設置法人に関する事項	清算人会設置法人	平成 3 0 年 1 1 月 1 1 日 設定	平成 3 0 年 1 1 月 1 8 日 登記
----------------	----------	-------------------------	-------------------------

2 清算人が辞任又は死亡した場合

役員に関する事項	清算人 甲 野 太 郎	平成30年10月22日登記
		平成31年11月15日辞任
		平成31年11月22日登記
	清算人 乙 野 次 郎	平成30年10月22日登記
	清算人 丙 野 五 郎	平成30年10月22日登記
東京都杉並区今川二丁目1番3号 代表清算人 甲 野 太 郎		平成30年10月22日登記
		平成31年11月15日退任
		平成31年11月22日登記
東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 代表清算人 丙 野 五 郎		平成30年10月22日登記

〔注〕 清算人が死亡した場合は、「平成31年11月15日死亡，平成31年11月22日登記」と記載するものとする。

3 清算手続開始後に清算人又は代表清算人が就任した場合

役員に関する事項	清算人 甲 野 太 郎	平成31年11月15日就任
		----- 平成31年11月22日登記
	清算人 乙 野 次 郎	平成31年11月15日就任
		----- 平成31年11月22日登記
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 代表清算人 甲 野 太 郎	平成31年11月15日就任
		----- 平成31年11月22日登記

(参考) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第211条第1項の規定により、監事を置く旨の定めを廃止した場合

役員に関する事項	<u>監事</u> 丙 野 八 郎	平成31年11月15日就任
		----- 平成31年11月22日登記
		平成32年10月15日退任
		----- 平成32年10月22日登記

監事設置法人に関する事項	<u>監事設置法人</u>
	平成32年10月15日廃止 平成32年10月22日登記

[注] 退任日は、定款の変更の効力が生じた日である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第211条第1項）。

## 第 9 継続の登記

法人継続	平成 33 年 12 月 10 日法人継続 平成 33 年 12 月 17 日登記
------	--

〔注〕 この登記をしたときは、解散、清算人、代表清算人及び清算人会設置法人である旨の登記に抹消する記号を記録しなければならない（一般社団法人等登記規則第 3 条，商業登記規則第 73 条）。

## 第 10 清算終了の登記

登記記録に関する 事項	平成 40 年 3 月 31 日清算終了	平成 40 年 4 月 10 日登記 平成 40 年 4 月 10 日閉鎖
----------------	----------------------	--



## 第 2 節 一般財団法人の登記

### 第 1 設立に関する登記

1 一般財団法人について主たる事務所の所在地とする登記

(1) 会計監査人を設置していない一般財団法人の場合

名 称	一般財団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成21年4月1日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	評議員 甲 野 太 郎
	評議員 乙 田 春 子
	評議員 丙 川 三 郎
	理事 丁 山 四 郎
	理事 戊 沢 五 郎
	理事 己 島 夏 江
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 丁 山 四 郎
	東京都大田区鶴の木二丁目9番15号 代表理事 戊 沢 五 郎
	監事 庚 塚 七 郎



第 2 名称, 目的, 存続期間, 公告方法等の変更の登記

第 3 主たる事務所の移転の登記

第 4 従たる事務所の設置, 移転及び廃止の登記

これらについては, 第 1 節の第 2 から第 4 までの例参照

## 第5 責任の免除に関する登記

### 1 役員等の法人に対する責任の免除に関する登記

#### (1) 法人に対する責任の免除の規定を設定した場合

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">平成21年10月15日設定                      平成21年10月22日登記</p>
-----------------------	---

#### (2) 法人に対する責任の免除の規定を廃止した場合

役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	<p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">平成21年10月15日設定                      平成21年10月22日登記</p>
	<p style="text-align: center;">平成22年10月10日廃止                      平成22年10月17日登記</p>

2 外部役員等に対する責任の限度に関する登記

(1) 外部役員等に対する責任の限度の規定を設定した場合

<p>外部役員等の法人 に対する責任の限 度に関する規定</p>	<p>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成22年 4月15日設定                      平成22年 4月22日登記</p>
--	---

<p>役員に関する事項</p>	<p><u>理事</u>                      <u>乙 野 次 郎</u></p>	<p>平成21年10月 8日就任</p>
	<p>-----</p>	<p>平成21年10月15日登記</p>
	<p>理事                      乙 野 次 郎 (外部理事)</p>	<p>-----</p> <p>平成22年 4月22日外部 理事の登記</p>
	<p><u>監事</u>                      <u>丙 野 五 郎</u></p>	<p>平成21年10月 8日就任</p>
<p>-----</p>	<p>平成21年10月15日登記</p>	
<p>監事                      丙 野 五 郎 (外部監事)</p>	<p>-----</p> <p>平成22年 4月22日外部 監事の登記</p>	

〔注〕

① 外部理事である理事が退任した場合

役員に関する事項	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u> <u>(外部理事)</u>	平成21年10月 8日就任	
		----- 平成21年10月15日登記	
			平成22年10月22日退任
			----- 平成22年10月29日登記

② 外部理事である理事が業務を執行する理事となった場合

役員に関する事項	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u> <u>(外部理事)</u>	平成21年10月 8日就任	
		----- 平成21年10月15日登記	
	理事                    乙 野 次 郎		平成22年10月22日業務 執行
			----- 平成22年10月29日登記

(2) 外部役員等に対する責任の限度の規定を廃止した場合

外部役員等の法人 に対する責任の限 度に関する規定	<p><u>当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第115条の規定により、外部理事との間に、同法第198条において準用する第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、何万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>平成21年10月15日設定                      平成21年10月22日登記</p>
	<p>平成22年10月10日廃止                      平成22年10月17日登記</p>

役員に関する事項	<p>理事                      <u>乙 野 次 郎</u></p> <p><u>(外部理事)</u></p>	<p>平成21年10月 8日就任</p> <p>-----</p> <p>平成21年10月15日登記</p>
	<p>理事                      乙 野 次 郎</p>	<p>平成22年10月22日責任 限度の定め廃止により変更</p> <p>-----</p> <p>平成22年10月29日登記</p>

## 第6 一時役員等の職務を行う者に関する登記

### 1 仮理事を選任した場合

役員に関する事項	<u>理事</u> <u>乙 野 次 郎</u>	平成21年10月 8日就任
		平成21年10月15日登記
	<u>仮理事</u> <u>丙 野 五 郎</u>	平成22年 3月30日死亡
		平成22年 4月22日登記
		平成22年 4月25日東京 地方裁判所の選任
		平成22年 4月30日登記

[注] 仮監事，仮代表理事及び仮評議員を選任した場合も，同様である。

### 2 仮会計監査人を選任した場合

第1節の第2の2の例参照



3 後任理事の就任により仮理事が退任した場合

第2節の第6の3の例参照

## 第7 解散に関する登記

- 1 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散した場合

解 散	平成30年10月15日基本財産の滅失による一般財団法人の目的である事業の成功の不能により解散 <p style="text-align: right;">平成30年10月22日登記</p>
-----	---

〔注〕 一般財団法人が、解散の登記をしたときは、次に掲げる登記に抹消する記号を記録しなければならない（一般社団法人等登記規則第3条、商業登記規則第72条）（監事及び監事設置法人である旨の登記については、抹消する記号を記録しない。）。

- (1) 理事，代表理事及び外部理事に関する登記
  - (2) 会計監査人設置法人である旨の登記及び会計監査人に関する登記
- 2 存続期間の満了により解散した場合
- 3 定款に定めた解散事由の発生により解散した場合
- 4 解散を命ずる判決の確定により解散した場合
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第149条の規定により解散した場合

これらについては，第1節の第7の2から5までの例参照

## 第 8 清算法人に関する登記

- 1 清算人，代表清算人を選任した場合（最初の清算人及び代表清算人）
- 2 清算人が辞任又は死亡した場合
- 3 清算手続開始後に清算人又は代表清算人が就任した場合

これらについては，第 1 節の第 8 の例参照

4 解散により監事が退任した場合

役員に関する事項	<u>監事</u> <u>丙 野 八 郎</u>	平成29年11月15日就任
		-----
		平成29年11月22日登記
		-----
		平成30年10月15日退任
		-----
		平成30年10月22日登記

〔注〕 1 一般財団法人が解散した場合には、監事設置清算法人の定めがあるときを除き、監事は退任する。  
 2 退任日は、解散の日である。

5 解散前の定款において監事設置清算法人の定めがある場合

監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成30年10月22日登記
--------------	--------	---------------

6 清算手続開始後に監事が就任した場合

役員に関する事項	<u>監事</u> <u>丙 野 八 郎</u>	平成31年11月15日就任
		-----
		平成31年11月22日登記

清算手続開始後に監事設置清算法人の定めを設けた場合

監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成31年11月15日設定	平成31年11月22日登記
--------------	--------	---------------	---------------

7 清算手続開始後に監事設置清算法人の定めを廃止した場合

役員に関する事項	<u>監事</u> <u>丙 野 八 郎</u>	平成31年11月15日就任
		-----
		平成31年11月22日登記
		-----
		平成32年10月15日退任
		-----
		平成32年10月22日登記

監事設置法人に関する事項	<u>監事設置法人</u>	平成31年11月15日設定	平成31年11月22日登記
		-----	
		平成32年10月15日廃止	平成32年10月22日登記

〔注〕 退任日は、定款の変更の効力が生じた日である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第211条第1項）。

第 9 継続の登記

第 10 清算終了の登記

これらについては、第 1 節の第 9 及び第 10 の例参照

## 第 3 節 合併に関する登記

### 第 1 新設合併の場合

#### 1 新設法人（主たる事務所の所在地である場合）

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成25年4月1日
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保護に関する調査及び研究</li> <li>2 環境保護に関する広報活動</li> <li>3 環境保護に関する意見の表明</li> </ol>
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎
	理事 乙 野 次 郎
	理事 丙 野 五 郎
	東京都世田谷区若林四丁目31番18号 代表理事 甲 野 太 郎
	監事 丁 野 六 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	東京都台東区台東一丁目26番2号一般社団法人虎ノ門協会及び東京都千代田区九段南一丁目1番15号一般社団法人日比谷協会の合併により設立

〔注〕 新設法人の従たる事務所の所在地で登記する場合は、次の例による。

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成25年4月1日
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
登記記録に関する事項	平成25年4月1日東京都台東区台東一丁目26番2号一般社団法人虎ノ門協会及び東京都千代田区九段南一丁目1番15号一般社団法人日比谷協会の合併により設立  平成25年 4月 7日登記

## 2 消滅法人（主たる事務所の所在地でする場合）

登記記録に関する事項	平成25年4月1日東京都台東区台東一丁目26番2号一般社団法人虎ノ門協会と合併して東京都千代田区霞が関一丁目1番1号一般社団法人霞が関協会を設立し解散  平成25年 4月 4日登記 平成25年 4月 4日閉鎖
------------	---

〔注〕 解散の年月日は、合併の効力の生じた日、すなわち、新設法人の設立の登記をした日である。

## 第 2 吸収合併の場合

### 1 存続法人（主たる事務所の所在地である場合）

吸収合併	平成 2 5 年 4 月 1 日東京都台東区台東一丁目 2 6 番 2 号一般社団法人虎ノ門協会を合併 平成 2 5 年 4 月 5 日登記
------	---

〔注〕 吸収合併の年月日は、吸収合併契約において定められた効力発生日を記録する。

### 2 消滅法人（主たる事務所の所在地である場合）

登記記録に関する事項	平成 2 5 年 4 月 1 日東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号一般社団法人霞が関協会に合併し解散 平成 2 5 年 4 月 7 日登記 平成 2 5 年 4 月 7 日閉鎖
------------	--

〔注〕 解散の年月日は、吸収合併契約において定められた効力発生日を記録する。



### 第3 合併無効の判決が確定した場合

#### 1 存続法人

吸収合併	平成25年4月1日東京都台東区台東一丁目26番2号一般社団法人虎ノ門協会を合併 平成25年 4月 5日登記
	平成25年7月10日東京地方裁判所の合併無効の判決確定 平成25年 7月17日登記

#### 2 消滅法人

登記記録に関する事項	平成25年4月1日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号一般社団法人霞が関協会に合併し解散 平成25年 4月 1日登記 平成25年 4月 7日閉鎖
	平成25年 7月17日復活
	平成25年7月10日東京地方裁判所の合併無効の判決確定により回復 平成25年 7月17日登記

## 第 4 節 経過措置

### 第 1 民法法人に関する経過措置

#### 1 主たる事務所所在地における社団法人の登記

##### (1) 施行前の登記

名 称	社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	設立許可の年月日 平成20年4月1日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鵜の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 理事 戊 野 四 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
資産の総額	金500万円
出資の方法	会費及び入会金
存立時期	法人成立の日から満50年



(2) 施行後の登記

名 称	社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	設立許可の年月日 平成20年4月1日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鵜の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 理事 戊 野 四 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
資産の総額	<u>金500万円</u>
出資の方法	<u>会費及び入会金</u>
存続期間	法人成立の日から満50年
登記記録に関する事項	設立   平成20年 4月 4日登記

〔注〕 特例社団法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第77条第3項の規定により代表理事を定め、又は理事会を置く旨の定款の変更をするまでの間における当該特例社団法人の理事の登記の登記事項は、理事の氏名及び住所である。

(参考) 代表理事を選任した場合

名 称	社団法人霞が関協会	
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
法人成立の年月日	設立許可の年月日 平成20年4月1日	
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明	
役員に関する事項	<u>東京都千代田区九段南一丁目1番15号</u> 理事 甲野太郎	
	<u>東京都大田区鵜の木二丁目9番15号</u> 理事 乙野次郎	
	<u>東京都杉並区今川二丁目1番3号</u> 理事 丙野三郎	
	<u>東京都新宿区北新宿一丁目8番22号</u> 理事 戊野四郎	
	理事 甲野太郎	平成21年 6月26日資格 変更 ----- 平成21年 7月 3日登記
	理事 乙野次郎	平成21年 6月26日資格 変更 ----- 平成21年 7月 3日登記
	理事 丙野三郎	平成21年 6月26日資格 変更 ----- 平成21年 7月 3日登記
	理事 戊野四郎	平成21年 6月26日資格 変更 ----- 平成21年 7月 3日登記
東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲野太郎	平成21年 6月26日就任 ----- 平成21年 7月 3日登記	

従たる事務所	1 大阪市中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
資産の総額	<u>金500万円</u>
出資の方法	<u>会費及び入会金</u>
存続期間	法人成立の日から満50年
登記記録に関する事項	設立  平成20年 4月 4日登記

2 代理人（参事）の移行

(1) 従たる事務所所在地において行う移行の登記

代理人等に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 甲野太郎 事務所 東京都渋谷区宇田川町1番10号	
		平成20年12月 8日平成18年法律第50号第325条の規定により移記抹消

(2) 主たる事務所所在地において行う移行の登記

代理人等に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 甲野太郎 事務所 東京都渋谷区宇田川町1番10号	
		平成20年12月 3日平成18年法律第50号第325条の規定により移記

[注] 代理人等を移記した旨の記録は以下のとおり。

- ① 農業共済組合及び農業共済組合連合会  
平成○年○月○日平成18年法律第50号第325条の規定により移記
- ② 漁船保険組合  
平成○年○月○日平成18年法律第50号第335条の規定により移記
- ③ 独立行政法人等登記令第1条に規定する独立行政法人等  
平成○年○月○日平成19年政令第39号第24条の規定により移記
- ④ 組合等登記令第1条に規定する組合等  
平成○年○月○日平成19年政令第39号第26条の規定により移記

3 従たる事務所所在地における社団法人の登記

(1) 履歴事項証明書として出力した場合

名 称	社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	設立許可の年月日 平成20年4月1日
目的等	目的 1 環境保護に関する調査及び研究 2 環境保護に関する広報活動 3 環境保護に関する意見の表明
役員に関する事項	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鶴の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 理事 戊 野 四 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
	3 横浜市神奈川区七島町117番地
資産の総額	金500万円
出資の方法	会費及び入会金
存続期間	法人成立の日から満50年
登記記録に関する事項	設立  平成20年 4月 8日登記



(2) 現在事項証明書として出力した場合

名 称	社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	設立許可の年月日 平成20年4月1日
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号

## 第2 有限責任中間法人に関する経過措置

### 1 主たる事務所所在地における有限責任中間法人の登記

#### (1) 施行前の登記

名 称	有限責任中間法人さくら会
主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号
法人成立の年月日	平成20年4月1日
目的等	<p>目的 当会は、さくら高等学校卒業生である社員相互の親睦を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同窓会誌の編集及び発行</li> <li>2 同窓会館の管理</li> <li>3 食堂の経営</li> <li>4 図書及び文房具の販売</li> <li>5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</li> </ol>
役員に関する事項	代表理事 甲 野 太 郎
	代表理事 乙 野 次 郎
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鵜の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 監事 戊 野 四 郎
	代表理事甲野太郎及び乙野次郎は、共同して法人を代表する
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
公告の方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。
基金の総額	金700万円
基金の拠出者の権	基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。

利に関する規定	
基金の返還の手続	定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。
解散の事由	社員が3名以下になったとき。
登記記録に関する事項	設立 平成20年 4月 1日登記

(2) 施行後の登記

名 称	有限責任中間法人さくら会
主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号
法人の公告方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。
法人成立の年月日	平成20年4月1日
目的等	<p>目的            当会は、さくら高等学校卒業生である社員相互の親睦を図ることを目的とする            とともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同窓会誌の編集及び発行</li> <li>2 同窓会館の管理</li> <li>3 食堂の経営</li> <li>4 図書及び文房具の販売</li> <li>5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</li> </ol>
役員に関する事項	代表理事 甲 野 太 郎
	代表理事 乙 野 次 郎
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鶴の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 監事 戊 野 四 郎
	<u>代表理事甲野太郎及び乙野次郎は、共同して法人を代表する</u>
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
基金の総額	<u>金700万円</u>
基金の拠出者の権利に関する規定	<u>基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。</u>
基金の返還の手続	<u>定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が</u>

	<u>決定したところに従って返還する。</u>	
解散の事由	社員が3名以下になったとき。	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成18年法律第50号第23条第7項の規定により平成20年12月2日登記
登記記録に関する事項	設立	平成20年4月1日登記

〔注〕 主たる事務所の所在地における理事，代表理事及び監事の登記の登記事項については，一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第3条第1項ただし書の定款の変更に基づく名称の変更の登記をするまでの間は，なお従前の例による。

2 従たる事務所所在地における有限責任中間法人の登記

(1) 履歴事項証明書として出力した場合

名 称	有限責任中間法人さくら会
主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号
法人成立の年月日	平成20年4月1日
目的等	<p><u>目的</u>  <u>当会は、さくら高等学校卒業生である社員相互の親睦を図ることを目的とする</u>  <u>とともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</u></p> <p>1 <u>同窓会誌の編集及び発行</u>  2 <u>同窓会館の管理</u>  3 <u>食堂の経営</u>  4 <u>図書及び文房具の販売</u>  5 <u>前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</u></p>
役員に関する事項	代表理事 甲 野 太 郎
	代表理事 乙 野 次 郎
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 理事 甲 野 太 郎
	東京都大田区鶴の木二丁目9番15号 理事 乙 野 次 郎
	東京都杉並区今川二丁目1番3号 理事 丙 野 三 郎
	東京都新宿区北新宿一丁目8番22号 監事 戊 野 四 郎
	代表理事甲野太郎及び乙野次郎は、共同して法人を代表する
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号
公告の方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。
基金の総額	金700万円
基金の拠出者の権利に関する規定	基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。
基金の返還の手続	定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が

	<u>決定したところに従って返還する。</u>
解散の事由	<u>社員が3名以下になったとき。</u>
登記記録に関する事項	設立 <p style="text-align: right;">平成20年 4月 8日 登記</p>

(2) 現在事項証明書として出力した場合

名 称	有限責任中間法人さくら会
主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号
法人成立の年月日	平成20年4月1日
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号



3 旧有限責任中間法人が名称の変更登記を行う場合

名 称	有限責任中間法人さくら会		
	一般社団法人さくら会	平成21年 6月30日変更	
		平成21年 7月 3日登記	
主たる事務所	東京都千代田区九段南一丁目1番15号		
法人の公告方法	東京都において発行される日本新聞に掲載してする。		
法人成立の年月日	平成20年8月1日		
目的等	<p>目的</p> <p>当会は、さくら高等学校卒業生である社員相互の親睦を図ることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同窓会誌の編集及び発行</li> <li>2 同窓会館の管理</li> <li>3 食堂の経営</li> <li>4 図書及び文房具の販売</li> <li>5 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</li> </ol>		
役員に関する事項	代表理事	甲 野 太 郎	
	代表理事	乙 野 次 郎	平成20年10月 1日就任
			平成20年10月 4日登記
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号		
	理事	甲 野 太 郎	
	理事	乙 野 次 郎	平成20年10月 1日就任
			平成20年10月 4日登記
	名古屋市中区三の丸二丁目2番1号		
	理事	丙 野 三 郎	
横浜市神奈川区七島町117番地			
監事	戊 野 四 郎		
代表理事	甲 野 太 郎	平成20年 8月 1日就任	
		平成21年 7月 3日登記	
代表理事	乙 野 次 郎	平成20年10月 1日就任	
		平成21年 7月 3日登記	

	理事	甲野太郎	平成20年8月1日就任 ----- 平成21年7月3日登記
	理事	乙野次郎	平成20年10月1日就任 ----- 平成21年7月3日登記
	理事	丙野三郎	平成20年8月1日就任 ----- 平成21年7月3日登記
	監事	戊野四郎	平成20年8月1日就任 ----- 平成21年7月3日登記
<u>代表理事甲野太郎及び乙野次郎は、共同して法人を代表する</u>			
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号		
	2 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号		
公告の方法	<u>東京都において発行される日本新聞に掲載してする。</u>		
基金の総額	<u>金700万円</u>		
基金の拠出者の権利に関する規定	<u>基金は、基金拠出契約に定める期日までは返還しない。</u>		
基金の返還の手続	<u>定時社員総会において、返還すべき基金の総額について決議を経た後、理事が決定したところに従って返還する。</u>		
解散の事由	社員が3名以下になったとき。		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	平成18年法律第50号第23条第7項の規定により平成20年12月2日登記	
登記記録に関する事項	設立	平成20年8月1日登記	

### 第3 移行に関する登記

- 1 特例社団法人が一般社団法人に移行する場合  
 (1) 一般社団法人についてする設立の登記

名 称	一般社団法人霞が関協会	
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号	
法人の公告方法	官報に掲載してする。	
法人成立の年月日	平成20年4月1日	
目的等	<p>目的          当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保護に関する調査及び研究</li> <li>2 環境保護に関する広報活動</li> <li>3 環境保護に関する意見の表明</li> </ol>	
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎	平成21年 7月 1日就任
	理事 乙 野 次 郎	平成21年 7月 1日就任
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲 野 太 郎	平成21年 7月 1日就任
	監事 丙 野 三 郎	平成21年 7月 1日就任
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	平成21年10月22日社団法人霞が関協会を名称変更し、移行したことにより設立  平成21年10月22日登記	

(2) 特例社団法人の解散の登記

登記記録に関する事項	平成21年10月22日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号一般社団法人霞が関協会に名称変更し、移行したことにより解散 平成21年10月22日登記 平成21年10月22日閉鎖
------------	---

★ 特例民法法人の解散の登記

解 散	平成25年12月1日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第46条の規定により解散 平成25年12月15日登記
-----	---

※ 本登記は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行日から起算して5年を経過した後にされる登記の例である。

2 従たる事務所である場合

(1) 一般社団法人についてする設立の登記

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人成立の年月日	平成20年4月1日
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
登記記録に関する事項	平成21年10月22日社団法人霞が関協会を一般社団法人に名称変更し、移行したことにより設立  平成21年10月29日登記

(2) 特例社団法人の解散の登記

登記記録に関する事項	平成21年10月22日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号一般社団法人霞が関協会に名称変更し、移行したことにより解散  平成21年10月29日登記 平成21年10月29日閉鎖
------------	---

### 3 特例無限責任中間法人の移行の登記

#### (1) 一般社団法人についてする設立の登記

名 称	一般社団法人霞が関協会
主たる事務所	東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成20年4月1日
目的等	<p>目的 当法人は、環境保護を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保護に関する調査及び研究</li> <li>2 環境保護に関する広報活動</li> <li>3 環境保護に関する意見の表明</li> </ol>
役員に関する事項	理事 甲 野 太 郎
	理事 乙 野 次 郎
	東京都千代田区九段南一丁目1番15号 代表理事 甲 野 太 郎
	監事 丙 野 三 郎
従たる事務所	1 大阪府中央区谷町二丁目1番17号
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	平成21年10月22日無限責任中間法人霞が関協会を名称変更し、移行したことにより設立  平成21年10月22日登記

(2)特例無限責任中間法人の解散の登記

登記記録に関する事項	平成21年10月22日東京都千代田区霞が関一丁目1番1号一般社団法人霞が関協会に名称変更し、移行したことにより解散 平成21年10月22日登記 平成21年10月22日閉鎖
------------	---

★特例無限責任中間法人の解散の登記

解 散	平成21年12月1日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第37条の規定により解散 平成21年12月15日登記
-----	---

[注] 本登記は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日から起算して1年を経過した後  
にされる登記の例である。